

山梨県公報

号外第二十八号

平成二十一年
四月一日

水曜日

目次

告示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………

告示

山梨県告示第二百二十八号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十一年四月一日

山梨県知事 横内正明

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「浜松市」の次に「、岡山市」を加える。

附則

この規約は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年四月一日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一

部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「四四九人」を「四五一人」に、「四六四人」を「四六七人」に、「四七八人」を「四八二人」に、「一、六二五人」を「一、六三五人」に、「一、九二一人」を「一、九三二人」に改め、同条第二項中「五六一人」を「五七二人」に、「一八四人」を「一八九人」に、「七四六人」を「七六一人」に、「一一二人」を「一〇七人」に、「一、一七五人」を「一、一七〇人」に、「一、六二五人」を「一、六三五人」に、「一、九二一人」を「一、九三二人」に改める。

別表第三甲府警察署の部中甲府駅北口連絡所の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番